



2026 年 6 月 29 日

各 位

会 社 名 ニデック株式会社
代表者名 代表取締役社長執行役員 岸田 光哉
取 引 所 東証プライム (6594)
所 在 地 京都市南区久世殿城町 338
問合せ先 コーポレートコミュニケーション部 渡邊 啓太
電 話 (075) 935-6150

第 53 期（2026 年 3 月期）有価証券報告書の 提出期限延長に係る承認申請書提出のお知らせ

2026 年 6 月 16 日付「第 53 期（2026 年 3 月期）有価証券報告書の提出期限延長に係る承認申請の検討に関するお知らせ」でお知らせしたとおり、当社は、企業内容等の開示に関する内閣府令第 15 条の 2 第 1 項に規定する有価証券報告書の提出期限延長に係る承認申請書を関東財務局に提出することを検討していましたが、本日開催の取締役会において、第 53 期（2026 年 3 月期）有価証券報告書の提出期限延長に係る承認申請書を関東財務局に提出することを決議し、関東財務局に対する当該延長申請書の提出を完了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 対象となる有価証券報告書
第 53 期（2026 年 3 月期）有価証券報告書
（自 2025 年 4 月 1 日 至 2026 年 3 月 31 日）
2. 延長前の提出期限
2026 年 6 月 30 日（火）
3. 延長に係る申請が承認された場合の提出期限
2026 年 9 月 30 日（水）
4. 提出期限の延長を必要とする理由

当社は、2026 年 6 月 16 日付「第 53 期（2026 年 3 月期）有価証券報告書の提出期限延長に係る承認申請の検討に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、第三者委員会の調査結果を踏まえ、過年度決算の訂正及び 2026 年 3 月期決算に向けて、過年度の連結財務諸表及び財務諸表に与える影響額の確定、並びにのれん及び固定資産の減損損失の追加計上の可否等の検討、税金費用その他の派生的影響の確認を進めております。

また、2026 年 5 月 13 日付「当社及びグループ会社における品質に関する不適切行為の疑いと外部専門家で構成される調査委員会の設置に関するお知らせ」でお知らせしたとおり、当社及びグループ会社が製造する一部の製品について、お客様の確認を受けずに行われた部材、工程、設計等の変更、試験・検査データに関する不適切な取扱い、生産地に関する不適切な表記等の不適切行為の疑いが判明したことから、同日付で、外部専門家で構成される調査委員会を設置しました。当該調査委員会による調査は同年 8 月末を目途に完了する予定ですが、調査結果を踏まえた品質に関する不適切行為の疑いによる業績への影響を精査する必要があります。

さらに、当社の連結子会社である NIDEC FIR INTERNATIONAL S.R.L.（以下、「FIR 社」）における関税の未払いの件につきましても、当社は、グループ内で範囲を拡大し、FIR 社以外の対米取引調査を行っており、並行して対米取引以外の取引についても確認を進めております。この調査の結果、さらなる追加関税が判明した場合、当該追加関税による会計上の影響を検討する必要があります。

これらの調査等は現在も継続しており、調査完了までには相当の時間を要することが見込まれることに加え、調査完了後、その結果を踏まえての当社の決算関連手続、会計監査人による監査手続にも相応の時間を要する見込みであることから、当社は、法定期限までに監査報告書を受領した上で第 53 期（2026 年 3 月期）有価証券報告書を提出することが難しいと判断し、今般、第 53 期（2026 年 3 月期）有価証券報告書について、提出期限延長に係る承認申請を行うことを決定いたしました。

5. 今後の見通し

今回の提出期限延長に係る申請が承認された場合は、速やかに開示いたします。

以上